



県章

群馬県報

平成26年
11月4日(火)
第9246号

目次

	ページ
告 示	
○道路の供用廃止(道路管理課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・多文化共生推進課)	2
○同	2
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同)	3
○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第322号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり廃止する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月4日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用廃止の日時
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字林字久森1772番の6地先から同郡同町大字川原畑字八ッ場1098番の6地先まで	平成26年11月18日 正午

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年11月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月9日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人湯治乃邑
- 3 代表者の氏名 小暮淳
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市歌川町99番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、温泉大国日本において、昨今は営利主義による温泉施設経営が優先され、源泉を有するその土地独自の文化は影をひそめ、特に源泉一軒宿は観光営利競争の中で取り残され、今や絶滅の危惧さえ問われている。

その様な環境下、我々は日本の温泉文化を守るため、絶滅を危惧される源泉一軒宿を本来の湯治機能とリハビリ・介護機能とのコラボレーションにより事業再生・事業継承を支援し、社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年11月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人麦わら屋

- 3 代表者の氏名 小野介也
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市三ツ寺町27番地12
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいを持った方に対して、地域社会で自立した生活を送るために必要な支援事業を行い、地域福祉の増進を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年11月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年10月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人相続支援協会
- 3 代表者の氏名 関口福一
- 4 主たる事務所の所在地 太田市尾島町474番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高度な知識と豊富な経験を有する会員相互の協力により、相続に関する幅広い分野で、調査研究及び教育普及活動を行うとともに不特定多数の市民、団体等を対象に助言及び支援並びに協力をを行い、相続についての知識や啓蒙を深めることによる社会教育をなし、よって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の退任の届出があった。

平成26年11月4日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
中村堰	理 事	退 任	久保一夫	藤岡市篠塚430番地

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111